

# 国会等移転調査会報告における環境に関する記述

## 1. 基本理念に関する記述

日本の進路を象徴する都市の創造

「環境との共生」が日本の進路を象徴するテーマの一つ

( 第 1 章 今なぜ首都機能移転か

4 「新首都時代」の創出

(1) 新首都の創造より 調査会報告 3 4 ページ)

### (1) 新首都づくりの基本理念

・「日本の進路を象徴する都市」に関する新首都づくりの基本理念を「平和」「文化」「環境」の三つとする。

地球規模で取り組むべき人と自然との共生という課題に対して、先導的役割を果たすことを期待

( 第 3 章 新首都はどのような都市か

1 新首都のイメージより 調査会報告 5 5 ページ)

## 2. あらかじめ講ずべき措置に関する記述

環境との調和・共生の確保

- ・新たな都市圏の開発により自然環境の破壊、地球環境の悪化が懸念
- ・都市と自然環境との共生は、現代社会が共通に抱える大きな課題
- ・新首都の建設は、土地利用計画、緑の保全や創造、交通手段、水資源開発等の様々な面で環境との調和・共生を図る方法について十分検討が必要
- ・環境配慮について次世代の都市開発のモデルとなるようなプロジェクトとする

( 第 1 章 今なぜ首都機能移転か

4 「新首都時代」の創出

(4) 新首都づくりに当たってあらかじめ講ずべき措置より  
調査会報告 4 2 ページ)

### 3 . 移転先新都市のイメージに関する記述

(2)新首都のイメージ
<p>基本理念を表現する象徴的空間のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「環境共生型の都市づくり」の先導的プロジェクトと位置づける。</li><li>・生態系の保全・創出、様々な省エネルギー、省資源、リサイクルのための技術等の導入を図る。</li><li>・大気や水環境、緑の保全、廃棄物等の処理に配慮するとともに、風の道の導入等、人と自然とが近接する都市形態とする。</li></ul>
<p>中央官庁地区のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 圧迫感のない形態の庁舎が緑豊かな景観の中にゆったりと配置</li></ul>
<p>交通施設のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人間中心・環境調和型のハイモビリティ(軌道系交通機関)</li><li>・ 自転車等の活用</li></ul>
<p>住宅地のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑豊かで明るく落ち着いた生活環境</li></ul>
<p>新首都の景観のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新首都の都市景観は、全体的には、政治・行政の中心地としてふさわしい風格を備えた美観を形成することが必要</li><li>・ 市街地を取り巻く自然的景観や彼方の山並みなどの眺望の適切な保全・確保</li><li>・ 計画的かつ総合的なデザインコントロールが行われる仕組みが必要</li></ul>
<p>新首都での生活のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 街の周囲に豊かな自然的環境があり、アウトドアレジャーが手軽に楽しめる。</li></ul>
<p>( 第3章 新首都はどのような都市か 1 新首都のイメージより 調査会報告56～59ページ)</p>

#### 4 . 新首都の都市形態・圏域の姿に関する記述

##### (2) 新首都の都市形態

###### < 新首都の都市形態の目指すべき姿 >

国会と中央官庁が集中的に立地している「中心都市」(「国会都市」)を有する小都市群とする。

(クラスター開発・自然環境等との調和が図りやすい)

##### (3) 新首都の圏域の姿

- ・「中心都市を有する小都市群」;「国会都市」を中心に、人口3万~10万程度の小都市が自然環境の豊かな数百km<sup>2</sup>(数万ha)の圏域に配置
- ・自然と都市が調和し、人と自然が近接しているという新しい形の都市像
- ・都市の間に展開する自然的景観は、このような都市像にとって、美観形成上の大切な要素であり、保全のための措置が十分に講じられる必要がある

##### ( 第3章 新首都はどのような都市か

##### 2 新首都の都市形態より 調査会報告61~62ページ)

#### 5 . 土地制度・手法に関する記述

##### (2) 優れた都市環境の形成と自然的環境の保全

###### < 開発地区内 >

- ・公的主体が用地を包括的に取得して都市空間を総合的に形成する手法が原則
- ・「リースホールド方式」の導入が望ましい。

賃貸借契約を通じて建物の配置や意匠、利用形態等をコントロール  
公的主体が全面的に土地を取得することによって、現状の地形をい  
かして植生や生態系を極力保存しつつ計画・管理を行うことが可能

###### < 開発地区外 >

開発地区外緑地等の保全については、土地所有者の意向に応じて、

- ・公的主体が買取り又は借地権等の権利設定を行う方法
- ・緑地等を管理する公的主体が土地所有者と協定を締結する方法  
(地権者の参画を得つつ積極的に保全管理を行う方式)

の導入が望ましい。

##### ( 第4章 首都機能移転はどのように進められるのか

##### 2 新首都づくりの制度・手法より

調査会報告68~69ページ)

## 6. 選定基準・配慮事項に関する記述

### (1) 新首都に求められる基本的基準

#### 緑の中の小都市群

「国会都市」を中心に、豊かな自然的環境の中に小都市群が展開する、人と自然とが近接している都市像を実現するため、広大な開発適地が存在することが必要

### (2) 新首都の都市づくりに関して考慮すべき基準

地形等の良好性に配慮すること。

山紫水明の自然景観を誇るわが国が建設する新首都として、また、自然的環境と共生する新時代の都市の景観として、いわば一国の応接室としてもふさわしい景観にも配慮

既存都市との適切な距離に配慮すること。

自然的環境の中に小都市群が展開する都市形態をとるため、都市的な開発区域のほかに、従前の自然的景観や土地利用と共存する区域を確保する必要

### (3) 配慮事項

#### 新首都建設等にかかわる経済的効率

#### 自然的環境等への影響

- ・人口数十万規模、数千haに及ぶ都市開発が周辺の自然的環境等へ与える影響は決して少なくない
- ・新首都は、豊かな自然的環境の中に小都市群が展開する都市構造とする
- ・建設過程においても、大規模な都市が忽然として出現することを避け、小都市群を段階的に整備するプログラムとする
- ・省資源、省エネルギー、リサイクル等の先導的な新技術を導入し、新首都の周辺の自然的環境へ及ぼす負荷を極力小さくすることに努める

### ( 第5章 新首都はどこへ

#### 1 移転先地の選定基準より 調査会報告75～82ページ)